

ひとり親世帯を支援する制度について

1 児童手当

(1) 支給金額

支給対象年齢	支給額(月)
0歳～3歳未満	15000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第1子・第2子) 15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円
所得制限世帯(622万円以上) ※扶養親族数に応じた所得制限	5000円

(2) 支給時期

2月・6月・10月に4ヶ月ずつまとめて支給 ※6月に現況届を提出する必要がある。
 ※まとめた支給は、月によって収入が増減することとなり、家計管理が非常に難しい…。

2 児童扶養手当

(1) 支給対象

母子・父子家庭等の18歳到達の年度末までの児童を対象。ただし、父または母が再婚(事実婚含む)し、その連れ子として父または母の配偶者に養育されているとき、請求者は母だが、父と生計を同じくしているとき、日本国内に住所がないときは対象外となる。

(2) 申請先

居住先市区町村。年に1回 ※8月に現況届を提出する必要がある。

(3) 支給時期等

毎年4月・8月・12月に、支払月前4ヶ月分ずつがまとめて支給される

→令和2年1月からは隔月支給へ!

(4) 支給額

平成31年4月1日適用		
対象児童数	全部支給	一部支給
1人	42,910円	42,900円～10,120円
2人	53,050円	53,030円～15,190円
3人目以降	児童1人につき 6,080円を加算	児童1人につき6,070円～3,040円を加算

(5) 所得制限

手当を受ける人や扶養義務者の前年中の扶養親族数及び所得が制限額以上である場合、その年度の手当の全部または一部が支給停止される。

※養育費の受け取りがある場合、その金額の8割が所得と認定される（平成14年法改正から）。この扱いが、我が国における子どもの貧困解決を遠ざけている。

3 ひとり親家庭のための各種優遇・減額、税の減免等

(1) 住宅について

公営住宅への優先入居、家賃減額、県営水道利用料に対する減額などがあるが、自治体による。

(2) 医療費の支給

一定の要件を満たす母子・父子家庭に対し医療費の自己負担分の一部が支給される。子供とその親の医療費両方が対象となる。自治体による。

(3) その他

その他、ひとり親家庭が優遇されるものとして、JR通勤定期乗車券の特別割引、税の減免措置（寡婦（夫）控除の適用）、貯金などの利息を非課税にするマル優制度などが存在する。

4 ひとり親家庭のための支援事業

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

事業開始資金、修学資金、修業資金（就職を希望する高校3年生の自動車運転免許所得など）、就学支度資金、技能習得資金などの名目で、無利子または1%の年利率により貸付基金の利用ができる。

(2) 修学援助

経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者は、市町村の就学援助の認定を受けることにより、学用品費、学校給食費などの援助を受けることができる。

(3) 能力開発のための制度

○自立支援教育訓練給付金

一定の要件を満たすと、教育訓練講座（経理・医療事務など専門性の高い講座）を受講修了した際、受講料の60%相当額が給付される。

○高度職業訓練促進給付金

看護師・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、養成機関で1年以上修業する場合で、就業育児と修業の両立困難な方に、一定期間月額10万円程度支給される。

5 セーフティネット

(1) 生活保護の受給

自動車保有が認められないことが多く、問題。

(2) 社会福祉資金の貸付

各都道府県の社会福祉協議会では、低所得者世帯等に対し、無利子または低利で各種資金の貸付を行っている。